

オープンアクセス・サミット2013 「博士論文のオープンアクセスを実現する」質疑応答まとめ

No	疑問	回答者	
		国立国会図書館関西館電子図書館課 木目沢司課長	文部科学省高等教育局大学振興課大学院係 立松慎也係長
1	医学部では、インパクトファクターの高い雑誌へ掲載しそれを主論文として審査することになっています。オープンアクセスを許可していない雑誌の論文はどうしたらいいでしょうか。やむを得ない事由として捉えていいでしょうか。これまでと同様に抜き刷りを国会図書館へ送付していいでしょうか。また、掲載料を払ってオープンアクセスとするような予算措置をお考えですか	「やむを得ない事由」がある場合、抜き刷りを送付していただいてもかまいません。印刷物の論文の送付方法は、基本的に学位規則が改正される前と同様です。当館にて、掲載料を払いオープンアクセスとするような措置は検討しておりません。	御質問にある論文が、博士の学位の授与に係る論文と全く同一の論文であるのであれば、やむを得ない事由に当たると解して結構です。
2	本として出版する場合もやむを得ない事由と考えていますが、そういう場合は、紙のまま国会図書館へ送付していいでしょうか	「やむを得ない事由」がある場合、印刷物(この場合、本?)を送付していただいても差し支えございません。印刷物の論文の送付方法は、基本的に学位規則が改正される前と同様です。	(出版に際しインターネット公表が明らかな本人不利益を生じる場合には、やむを得ない事由に当たると解して結構です。)
3	データで提出した後に出版することになった場合は取り下げてもらえますか	状況を考慮し、個別に対応を検討させていただきますので、ご連絡ください。	
4	そのように(No.1~3のように)考えた場合、やむを得ない事由が多くなりことが予想されるのですが、全体のどのくらいがやむを得ない事由になるとお考えですか		運用をはじめてみなければわからない部分かと思えます。
5	PDF/A推奨となっていますが、/Aでなくてもいいでしょうか。紙からスキャンしたものでいいでしょうか	PDF/Aを推奨しますが、必須ではありません。アクセシビリティの観点からはできるだけ、テキストデータから生成したPDFが望ましいですが、紙からスキャンした画像により生成したPDFでもかまいません。	
6	例外規則の「やむを得ない事由」の承認については、各大学での判断に委ねられている、と考えてよろしいでしょうか。(文部科学省)		一定程度の解釈方針は施行通知で示しているところですが、具体的な運用判断は当該方針に基づき各大学において判断いただくこととなります。
7	収集された論文の利用について、インターネット公開できない論文の場合、来館者への閲覧にはどのように対応される予定でしょうか。(国立国会図書館)	インターネット公開できない論文であっても、当館への来館者には、全文を閲覧に供します。当館における利用に条件を設ける必要がある場合は、当館のメールアドレス(hakuron@ndl.go.jp)にご連絡いただくか、印刷物の博士論文の場合には、論文送付時にその旨をわかるようにしてください。また、学位授与大学等が、送信用システムを利用して送付する際に、利用許諾の内容を指定できるような仕組みを検討中です。	
8	(学位論文全文の公表)「既に公表」している場合、公表義務はなくなるが、「既に公表」に該当するための条件とは何か。例えば、既に印刷公表されている場合は、「既に公表」に該当するか。		第9条第1項及び第3項の規定にあるとおり、既に、学位授与機関の協力を得てインターネットの利用により公表をした場合を言います。したがって、印刷公表済であることは第9条ただし書きの「既に公表」にはあたりません。
9	(学位論文全文の公表)「やむを得ない事由がある場合に」全文に代えて公表する「内容を要約したもの」とは、具体的にどのようなものか。例えば、内容の要旨は含まれるのか。		具体的には、例えば課題設定、方法論、実験・解析、結論・考察など、当該論文の全体がわかる形で、その内容が要約されたものを指し、内容の要旨(アブストラクト)とは異なります。
10	(学位論文要旨の公表)ア.著作権が出版社等にあり、インターネット公表について許諾を得られない場合は非公表として良いか。イ.「やむを得ない事由がある場合」は、全文の公表と同様の取扱いで良いか。		学位授与機関は学位規則に基づき、博士論文の要旨を公表する必要があります。要旨の作成は著作権法上の翻案に当たらないと解されることが一般的です。
11	(電子データの形式)国立国会図書館から、電子データの形式について、長期的な保存とアクセシビリティ確保のため、暗号化や印刷制限等を行わないことが求められているが、例えば、これらを設定した場合、国立国会図書館への提出方法に影響はあるのか。特にリポジトリから自動収集してもらう場合について、どのような対応をしたら良いか。	当館は収集した博士論文を将来に渡って永く保存し、利用可能とすることを責務としていますので、暗号化等の処置をしないようお願いいたします。機関リポジトリでの公開でそれらの処置を行う場合は、別途、送信用ツールで、処理を行っていない博士論文全文のファイルを当館に送信してください。	
12	(登録方法)学位論文1件あたり、論文全文、内容の要旨、審査結果の要旨と、3つのコンテンツが存在するが、例えば、同じテーブルに3つのデータを登録するなど、推奨の登録方法はあるか。	特に当館が推奨する方法はございません。当館が収集の対象とするのは、論文全文ですが、全文と同じテーブルに要旨や審査結果の要旨も一緒に登録されている場合は、全文と合わせ、それらの要旨や審査結果の要旨も収集いたします。	
13	(授与大学等における全文閲覧供与)やむを得ない事由がありインターネット公表を行わないものを大学等で全文閲覧に供するもの、と規定されているが、大学等は必ず全文閲覧に供しなければならないのか。例えば、特許申請を行う予定の論文については全文閲覧に供しないこともできるのか。		大学における教育研究の成果である博士論文の質を相互に保証するため、博士論文の公表の規定があります。したがって、全文公表を行わないとした論文であっても、求めに応じて閲覧に供するものである旨理解したうえで、論文の作成/研究指導にあたる必要があります。
14	(国立国会図書館への提出)著作権の許諾処理をした結果、所属機関である大学のみインターネット公表が許諾された場合、国立国会図書館への連絡、データの提出方法はどのようにすれば良いか。特にリポジトリから自動収集してもらう場合、どのような対応をしたら良いか。	当館がインターネットにより提供するのは、送信用システムを利用して送付いただき、かつ、インターネット提供可とのご許諾をいただいた論文に限ります。許諾内容は論文送信時に、送信システム上で選択・指定いただけるような仕組みにする予定です。事後的にインターネット提供を不可とする必要が出てきた場合は、メールでご連絡ください。機関リポジトリから自動収集した論文については、インターネットによる提供はいたしませんので、特に、申し出ていただく必要はございません。	